

ザ・アストレ 会員規約

第1条(名称・所在地)

本クラブは「ザ・アストレ」(以下、「当クラブ」といいます)と称し、所在地は以下のとおりとします。

所在地:埼玉県さいたま市中央区下落合5-10-8

第2条(目的)

当クラブは、トレーナー・管理栄養士等の専門スタッフが連携し、レジスタンス運動、ヨガ、食事指導、健康相談などを通じて、会員の健康維持および増進を図ることを目的とします。

第3条(会員制)

本クラブは会員制とします。

第4条(諸規則の遵守)

会員は当クラブの諸施設の利用にあたり、本会員規約および施設内諸規則を遵守し、当クラブのスタッフの指示に従うものとします。

第5条(入会資格)

当クラブへの入会資格は以下すべてを満たす方とします。

1. 医師により運動許可がある方、または健康状態に関する誓約書を提出できる方。
2. 本規約および当クラブの定める諸規則に同意された方。
3. 暴力団、反社会的勢力に属さないことを誓約できる方。

第6条(届出義務)

1. 申込内容に変更があった場合は、速やかに当クラブに届け出るものとします。
2. 退会は退会希望月の25日までに所定の書面で申請してください。期限を過ぎた場合は翌月扱いとなります。退会手続き完了まで、会費等の請求が継続されます。
3. 休会・振替制度に関する細則は別途「会員規約細則」に定めます。

第7条(会員資格喪失および除名)

1. 当クラブの月会費を3ヶ月以上滞納し、請求期限内に完済されない場合。※除名以前の会費は全て納入していただきます。
2. 本規約、その他当クラブが定める規則およびスタッフの指示に従わない場合。
3. 退会手続きが完了したとき。
4. 会員本人が死亡されたとき。
5. 会員と電話連絡が取れなくなり、メールの返信もないまま3ヶ月が経過した場合。
6. その他、反社会的勢力との関係が発覚した場合、または社会通念上、他の会員の迷惑となる行為が継続的に認められた場合等、当クラブが合理的理由に基づいて会員として不適格と判断したとき。
7. 当クラブは除名処分を行う際には、会員に対し事前に通知し、弁明の機会を与えるものとします。

第8条(定例及び臨時休業日)

1. 休業日は原則として当クラブが定めた日とします。また、当クラブの館内整備、その他の理由により休業する場合は1週間前までに公式ホームページにて通知します。当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法定の定めまたは当クラブが認める場合を除き、会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されたりすることはありません。
2. 気象災害・その他感染症・外的事由により会員及びスタッフに危険が及ぶと当クラブが判断したときは臨時休業することがあります。その場合は、個別に連絡するものとします。

第9条(入会金及び月謝)

1. コース毎の月謝は別に定めます。
2. 一旦納入した入会金・事務手数料は、その理由の如何にかかわらず返金しません。
3. 月謝は、毎月1日に当月分が自動的に納入されます。
4. 月謝過納分は翌月月謝引落し時に調整します。不足分は後日請求書を発行します。
5. 未出席分の返金はいりません。

第10条(傷害及び保険)

会員の責に属する傷害に関しては、当クラブは一切の責任は負いかねます。当クラブ内において定められたトレーニング時間内で当クラブの責と認められる事故については当クラブ及び個人の加入する傷害保険内での補償をし、それ以上の責任の補償はないものとします。

第11条(損害賠償責任)

1. 会員が当クラブの施設等において、故意または過失により当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、当該会員がその賠償責任を負うものとします。
2. 会員間のトラブルについては、当クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第12条(施設利用の制限・禁止)

1. 当クラブ指定の問診票・健康チェック等に基づき、当クラブの管理医師がトレーニングやヨガの利用が困難と判断した方。
2. 医師から運動を禁止されている方。
3. 妊娠中の方(安全上の配慮により)
4. 一時的な筋肉のけいれんや意識の喪失等の症状を引き起こす疾患を有する方。
5. 集団感染の恐れのある疾病(インフルエンザ、ノロウイルス等)に罹患している方。
6. 飲酒されている方。
7. 身体に刺青・タトゥーのある方(他の利用者への心理的配慮のため)。
8. その他、体調・行動等により安全かつ正常な施設利用が困難であると当クラブが判断した場合。

第13条(規約違反行為・禁止行為)

1. 他の会員、スタッフまたは第三者に対する暴言・暴力・威嚇・ハラスメント行為。
2. クラブの設備・器具・備品の破壊、持ち出し、または意図的な損壊行為。
3. 会員やスタッフに対するストーカー行為(待ち伏せ、尾行、不適切な接触や接近など)。
4. 痴漢、のぞき、露出行為、唾吐き、盗難等、法令および公序良俗に反する行為。
5. 銃器・刃物などの危険物の持ち込み。
6. 商業目的の勧誘・営業活動、金銭の貸借、宗教・政治活動や署名運動等。
7. その他、当クラブが合理的理由に基づき「会員としてふさわしくない」と判断する行為。

第14条(管轄の合意)

本会員規約および諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、さいたま市地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更並びに廃止について)

当クラブは当会員規約に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときは、会員に対して原則として1か月前までに告知または通知することにより、変更並びに廃止することができます。

第16条(規約の変更)

当クラブは、本規約を変更することがあります。変更にあたっては、原則として1ヶ月前までに会員に対して通知または告知を行い、変更後の規約はすべての会員に適用されるものとします。

制定日 2021.11.9

2023.3.15

2024.11.2

2025.1.13

最終改訂日 2025.7.12